

令和元年度における田辺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。) 第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を策定する。

2 用語の定義

調達方針に使用する用語は、法における用語の例による。

3 調達方針の対象範囲

調達方針は、本市の全ての組織を対象とする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

5 物品等の調達の推進方法

- (1) 保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室では、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ提供する。
- (2) 各部署においては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約を活用するなど、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (3) 毎年度の目標、その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報について、障害者就労施設等に提供する。
- (4) 市は、西牟婁圏域自立支援協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 に規定する「協議会」に相当。)と協力し、市民や民間企業等が障害者就労施設等からの物品等の調達する際の参考となる情報を、市ホームページ等において提供するよう努める。

6 調達方針及び実績の公表

作成した調達方針及び調達した物品等の実績の概要は、速やかに取りまとめ、市ホームページ等に記載する等の方法により公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室とする。